

国道利第19号  
平成21年1月26日

各地方整備局道路部長  
北海道開発局建設部長  
沖縄総合事務局開発建設部長  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構総務部長

殿

国土交通省道路局  
路政課長

### 高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱いについて

今般、「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」（平成21年1月26日付け国道利第17号。以下「17号通達」という。）により、高架下等の道路空間については、その有効活用を一層推進することとされたが、その取扱いに当たっては、下記の高架下等利用計画等に係る事項に留意するとともに、占用許可基準等を別紙1及び2のとおり定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

#### 記

##### 1 高架下等利用計画の策定

高架下等利用計画の策定については、17号通達記2により定められているところであるが、策定に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 都市計画、周辺の土地利用状況等との調和を保ちつつ、まちづくり、賑わい創出等の観点から適正かつ合理的な土地の利用を図るため、道路占用が見込まれる高架下等の道路空間のうち次に掲げる場所については、高架下等利用計画を順次策定すること。
  - (ア) 有効活用できる土地の規模が長大であるなどにより、計画的に土地の利用を図ることが必要と認められる場所
  - (イ) 市街地が形成されている地域など、周辺の生活環境、景観等に対する影響が大きいと認められる場所
  - (ウ) その他適正かつ合理的な土地の利用を図ることが特に必要と認められる場所
- (2) 周辺の土地利用状況等との調和を損なうおそれが少ない場所、まちづくり、賑わい創出等の観点からの土地の有効活用が見込まれない場所等にあつては、高架下等利用計画を策定する必要はないこと。
- (3) 高架下等利用計画の策定に当たっては、まちづくり、賑わい創出等の観点のほか、公共性、公益性等の観点を十分考慮すること。
- (4) 高架下等利用計画は、関係機関の合意により、当該地域における道路占用に関する取扱いが定められているときは、これに適合するものであること。
- (5) 高架下等利用計画検討会については、公平性、中立性に配慮した構成とするものとする。

に、弾力的な運用に努めること。例えば、違法駐車が課題とされる地域にあつては地方公共団体の駐車対策担当部署を、賑わいの創出が求められる地域にあつては地方公共団体のまちづくり担当部署を加えることなどが想定される。

- (6) 高架下等利用計画は、路線、地域、道路の管理区分等に応じて適切な単位で策定すること。長大な土地については、適切に区分して利用用途を検討すること。
- (7) 高架下等利用計画の変更又は見直しを行おうとする場合には、再度、高架下等利用計画検討会の意見を聴くこと。ただし、当該検討会において変更又は見直し時の取扱いを定めている場合には、この限りでない。

## 2 その他

- (1) 高架下とそれに接続する道路予定区域（17号通達記1（1）（ウ）を含む。以下同じ。）について、当該道路予定区域が狭隘であるなどの理由により一体的に許可することが合理的である場合においては、これらにまたがって占用する施設等を一の物件として許可することができるものとする。
- (2) 道路の占用は、元来用地補償とは別個の問題であるから、道路等の用地交渉段階において被買収者に占用を約束するかのような行為は、厳に慎むべきこと。
- (3) 主たる用途が駐車場である占用の許可に当たっては、周辺の駐車場との利用の公平等の観点から、周辺の駐車場と均衡の取れた利用方法、利用料金等にすべきであるため、占用申請時（更新時を含む。）に当該駐車場及び周辺の駐車場の利用方法、利用料金等を明らかにする資料の提出を求めるものとする。また、占用を許可した後に占用主体が利用方法、利用料金等を変更しようとする場合も、同様とする。
- (4) 別紙2（記1（2）（ウ）及び（3）後段を除く。）は、17号通達記1（1）（ウ）に係る占用の取扱いの場合について準用する。
- (5) 本通知は、平成21年2月1日から施行する。

## 別紙 1

### 高架下の占用許可基準等

#### 1 占用許可基準

##### (1) 高架下等利用計画との適合

高架下等利用計画を策定している場合には、占用の目的、占用の形態等が当該計画で定める利用用途等に適合したものであること。

##### (2) 占用の場所、占用物件の構造等

占用の場所、占用物件の構造等の基準については、以下によるものとする。

(ア) 都市分断の防止又は空地確保を図るため高架の道路とした場合の当該高架下の占用（公共の用に供する広場、公園、運動場であって都市の分断の防止又は空地確保に資するものを除く。）でないこと。

(イ) 緊急の場合に備え、原則として、市街地にあつては最低約 30 m ごと、その他の地域にあつては約 50 m ごとに横断場所を確保しておくこと。

(ウ) 高架下の占用により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。特に、一部車線が高架となって立体交差した場合における当該高架下又は高架の道路の出入口付近の占用については、交差点部における交通に著しい支障が生ずることとならないよう留意すること。

(エ) 占用物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。

(オ) 天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設置すること。この場合においては、あらかじめ消防当局と十分打ち合わせておくこと。

(カ) 天井は、原則として高架の道路の桁下から 1.5 m 以上空けること。

(キ) 壁体は、原則として、高架の道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から 1.5 m 以上空けること。

(ク) 占用物件を利用する車両等の衝突により、高架の道路の橋脚等に損傷が発生するおそれがある場合には適切な場所に保護柵等を設置すること。

(ケ) 高架の道路からの物件の落下等高架下の占用に危険を生ずるおそれのある場合においては、占用主体において安全確保のため必要な措置を講ずること。

(コ) 高架下から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。

(サ) 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

(シ) 次に掲げる物件の占用は、許可しないものとする。

① 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの。

② 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。

③ 公序良俗に反し、社会通念上不相当であるもの。

##### (3) 占用の期間

占用の期間については、占用の目的、占用の形態等を考慮して適正に定めるものとする。

#### (4) 占用主体

高架下の占用主体については、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、高架の道路の保全に支障を生ずることのないよう占有物件を適確に管理することができる者と認められる者であること。また、高架下の占有により、高架下の日常的な点検等を道路管理者が行いにくくなるため、次に掲げる点検等を適確に行うことができる者であること。

- (ア) 橋脚、床版、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点検
- (イ) 高架の道路からの落下物の有無の点検
- (ウ) 不法占有、不法投棄、落書き等の有無の点検
- (エ) 路面及び側溝における清掃、除草等の維持管理
- (オ) その他当該道路の管理上必要と認められる事項

## 2 占有許可の条件

(1) 占有の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、占有の形態等を踏まえ、必要に応じ、次に掲げる条件を附するものとする。

- (ア) 道路に関する工事に伴う占有物件の移転、改築、除却等の費用については占有者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は占有物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。
- (イ) 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占有区域内に立ち入ることを妨げないこと。
- (ウ) 必要に応じ、当該占有区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行うこと。
- (エ) 自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる程度の大きい施設が占有される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講じること。

(2) さらに、占有主体が行う高架下の日常的な点検等については、以下に掲げる事項を条件として附するものとする。

- (ア) 占有者は、あらかじめ、点検要領を道路管理者に提出するとともに、点検等の結果について定期的に報告すること。
- (イ) 点検要領には次に掲げる事項のうち、道路管理者が必要と認めるものを定めること。
  - ① 点検等の範囲に関する事項
  - ② 点検等の対象に関する事項
  - ③ 点検等の内容に関する事項
    - (一) 点検項目
    - (二) 点検時期
    - (三) 点検方法
    - (四) 清掃、除草等の時期
    - (五) 清掃、除草等の方法
  - ④ 点検等の体制に関する事項
  - ⑤ 点検等の記録に関する事項

⑥ 点検等の結果の報告に関する事項

⑦ その他当該道路の管理上必要と認められる事項

(ウ) 占有者は、点検要領に従い、当該占有区域及びその近傍における道路構造物等の日常的な点検等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。

(エ) 点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検等の体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。

### 3 留意事項

占有許可の更新に当たっては、占有の実態、道路交通の状況、将来の道路事業の計画等を考慮して、必要に応じ、占有の期間、占有許可の条件等の見直しを行うこと。

## 別紙2

### 道路予定区域の占用許可基準等

#### 1 占用許可基準

##### (1) 高架下等利用計画との適合

高架下等利用計画を策定している場合には、占用の目的、占用の形態等が当該計画で定める利用用途等に適合したものであること。

##### (2) 占用の場所、占用物件の構造等

占用の場所、占用物件の構造等の基準については、以下によるものとする。

(ア) 道路予定区域の占用により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。特に交差点、横断歩道等の付近においては、占用物件を設けることにより、車両の運転者の視距を妨げることがない場所及び構造であること。

(イ) 柵又は縁石等の工作物等により占用範囲が明確にされていること。

(ウ) 道路予定区域に設ける占用物件については、将来の道路事業の施行の支障とならないよう除却が困難となる構造のものではないこと。

(エ) 高架下と近接する占用物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。

(オ) 道路予定区域から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。

(カ) 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

(キ) 次に掲げる物件の占用は、許可しないものとする。

① 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの。

② 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。

③ 公序良俗に反し、社会通念上不相当であるもの。

##### (3) 占用の期間

占用の期間については、占用の目的、占用の形態等を考慮して適正に定めるものとする。なお、道路予定区域については、将来の道路事業の施行の支障とならないよう、将来の道路事業の施行時期等を考慮して、必要に応じ、占用の期間を短期に設定することが必要となる場合があることに留意すること。

##### (4) 占用主体

道路予定区域の占用主体については、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、占用物件を適確に管理することができると認められる者であること。

#### 2 占用許可の条件

占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、占用の形態等を踏まえ、必要に応じ、次に掲げる条件を附するものとする。

(1) 道路に関する工事に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担する

こと。

- (2) 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。
- (3) 必要に応じ、当該占用区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行うこと。
- (4) 自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる程度の大きい施設が占用される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講じること。

### 3 留意事項

- (1) 占用許可の更新に当たっては、占用の実態、道路交通の状況、将来の道路事業の計画等を考慮して、必要に応じ、占用の期間、占用許可の条件等の見直しを行うこと。
- (2) 道路予定区域に占用する駐車施設、広場、公園等については、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工作物」として取り扱うものとする。また、仮設店舗、仮設展示場等については同項第6号の「その他これらに類する施設」として取り扱うものとする。
- (3) 駐車施設、広場、公園等の占用の場合における占用料の額の算定に当たっては、柵又は縁石等で区画された範囲を占用面積とし、道路法施行令別表中「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の項の「その他のもの」の項を適用する。